

日商簿記3級関連教材 愛読者の皆様へ

平素よりご愛顧頂きまして誠にありがとうございます。

日商簿記検定出題区分表の改定により、弊社から出版しております『スラスラできる日商簿記3級』、『日商簿記3級ステップアップ問題集』、『日商簿記3級仕訳問題集』に影響を及ぼします。

つきましては、当該改定に伴う追加項目などを下記に整理しましたので、ご確認ください。

【注】大原書籍サイトにて販売しております上記教材の最新版は、下記内容を反映したものとなっております。

1. 伝票会計について

(1) 5伝票制の除外

従来、3級では伝票会計において入金伝票、出金伝票および振替伝票による3伝票制と、これら3伝票に仕入伝票と売上伝票を加えた5伝票制が出題されていましたが、実務上は3伝票制を採用している企業がほとんどであることから、5伝票制が試験範囲から除外されました。

(2) 伝票の集計・管理

従来、3級では伝票会計の出題は主として伝票の起票でしたが、従来2級の試験範囲であった伝票の集計および管理が試験範囲に追加されました。

● 例 題 ●

大原商店は、毎日の取引を入金伝票、出金伝票、振替伝票に記入し、これを1日分ずつ集計して仕訳日計表を作成し、この日計表から総勘定元帳に転記している。同店の4月1日の取引について作成された次の各伝票にもとづいて、仕訳日計表を作成し、総勘定元帳（一部）に転記しなさい。また、伝票から仕入先元帳（神戸商店）に転記しなさい。

入金伝票
No. 11
売掛金（大阪商店） 80,000

入金伝票
No. 12
貸付金 100,000

入金伝票
No. 13
受取手形 140,000

出金伝票
No. 21
買掛金（神戸商店） 100,000

出金伝票
No. 22
支払手形 160,000

出金伝票
No. 23
支払手数料 3,600

振替伝票
No. 31
仕入 180,000
買掛金（神戸商店） 180,000

振替伝票
No. 32
売掛金（大阪商店） 120,000
売上 120,000

振替伝票
No. 33
買掛金（神戸商店） 60,000
支払手形 60,000

平成×年4月1日					91
借方	元	勘定科目	元	貸方	
320,000	1	現金	1	263,600	
		受取手形		140,000	
120,000		売掛金		80,000	
		貸付金		100,000	
160,000		支払手形		60,000	
160,000		買掛金		180,000	
		売上		120,000	
180,000		仕入			
3,600		支払手数料			
943,600				943,600	

総勘定元帳

現金

1

日付	摘要	仕丁	借方	貸方	借貸	残高
4 1	前月繰越	√	180,000		借	180,000
	仕訳日計表	91	320,000		〃	500,000
	仕訳日計表	91		263,600	〃	236,400

仕入先元帳

神戸商店

1

日付	摘要	仕丁	借方	貸方	借貸	残高
4 1	前月繰越	√		160,000	貸	160,000
	振替伝票	31		180,000	〃	340,000
	振替伝票	33	60,000		〃	280,000
	出金伝票	21	100,000		〃	180,000

2. 手形取引について

手形法上、手形の種類としては約束手形と為替手形の2種類が存在していますが、実際に流通しているのは圧倒的に約束手形であり、為替手形はほとんど無いのが現状であることから、為替手形を使用した取引が試験範囲から除外されました。

3. 有価証券の保有目的区分について

従来、3級における有価証券は、時価の変動によって利益を得る目的で保有することを前提として、売買目的有価証券勘定を用いて売買取引や期末における時価評価に関する取引が問われてきました。しかし、3級が主として想定する個人企業において、売買目的での有価証券の保有は極めて稀です。そこで、保有目的の区分は行わず、単に有価証券勘定を用いた売買取引に限定するとともに、期末までには一連の売買取引は完結していることを前提に、期末における時価評価は試験範囲から除外されました。

4. 許容勘定科目について

標準・許容勘定科目表の改定により未収金勘定が採点上許容される勘定科目となり、未収入金勘定が標準的な勘定科目とされました。

2016年3月

大原出版株式会社 出版事業部